

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第6回）

氏名 佃 良平	所属庁・官職 高知家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 コーネル大学
提出書面 平成26年4月14日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月8日～平成26年4月11日） 同年3月8日～同年4月11日 コーネル大学LL. M. プログラムでの研修		
キーワード欄 ・コーネル大学ロースクールでの研修		

平成26年4月14日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(アメリカ合衆国・コーネル大学)

高知家庭裁判所 判事補 佃 良平

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年3月8日から平成26年4月11日までの研修の状況につき、別紙のとおり報告いたします。

敬 具

(別紙)

第1 はじめに

コーネル大学ロースクールのLL.M. (法学修士) プログラムも春学期の授業は、後3週間を残すのみとなりました。4月末から5月初旬にかけて試験があり、その後ロースクール及び大学全体の卒業式があります。ニューヨーク州イサカの町も、4月に入ってから最高気温が摂氏20度近くまで上がる日もあり(他方で、最低気温が氷点下という日もありますが。)、毎年春から秋にかけて行われるファーマーズマーケットも再開するなど、春の訪れを感じます。

今回は、春学期に履修している科目のうち、Principle of American Legal Writingの授業について報告させていただきます。

第2 Principle of American Legal Writingの授業について

この講義は、留学生を中心とするLL.M.の学生向けに、米国の実務における法律文書作成の基礎を教えるものです。ニューヨーク州司法試験を受けるためには受講することが必須なので、非常に多くのLL.M.生が受講します。そのため、春学期及び秋学期の両方で、ほぼ同じ内容の講義が実施されています。私はニューヨーク州司法試験を受けないのですが、米国の法律家の考え方を知るいい機会になるかと思い、履修しました。

講義では、起案の課題が、春学期の前半と後半で1つずつ出されます(司法修習における司法研修所の起案と通じるところを感じます。)。1つ目は法律事務所のパートナーに宛てた事案メモ(裁判所の判断を予測する(predict)ものであることから“Predictive memo”と呼ばれます。)、2つ目は裁判所に宛てた準備書面(裁判官を説得する(persuade)ためのメモであることから“Persuasive memo”と呼ばれます。)です。それぞれの事案の内容は、パートナーからのメモ(1つ目の事案)、手続きの流れについての簡単な説明と証人尋問調書(2つ目の事案)の形式で学生に示されます。1つ目の事件はハリケーンから逃げるために酒酔い運転等で起訴された被告人の“Defense of necessity”

（緊急避難）の成否、2つ目の事件は刑事被疑者・被告人に認められた憲法上の権利であるミランダールール（黙秘権と弁護人選任権の告知を求める判例法）に反した取調べを受けたと主張する被告人の供述の証拠排除の成否が争点です。1つ目の事案については参考にする判例が提供され、それらだけを使って起案をすることが求められますが、2つ目の事案についてはそのような制限がなく、参考にする判例も提供されません。つまり、2つ目の事案については判例等のリサーチが必要であり、より実践的な課題といえます。講義では、これらのメモを書く上での基本的な考え方（例えば、Predictive memoは裁判所の判断を予測するものであるからできるだけ客観的に、Persuasive memoは裁判所を説得するものであるから自己の依頼者にできるだけ有利になるように起案するといった考え方）、CREACと呼ばれる論述の構成の方法（Conclusion, Rule, Example, Analysis, Conclusionの頭文字を取ったものです。）から、出来るだけシンプルでわかりやすい単語や構文を用いるといった文章の書き方、WestlawやLexis Nexis等の判例検索システムを使ったリサーチの方法や、判例や法令の引用の仕方（Bluebookという本に細かく整理されてまとめられており、Bluebookingと呼ばれます。）といった、メモを起案する上で必要な考え方やテクニックを指導します。

引用やリサーチの方法等、米国に特有のテクニック（判例のリサーチは日本でも行いますが、米国の検索システムは日本のものよりも機能が充実しており、その分複雑になっている点、判例法国家である米国では判例の重要性が日本よりも高く、また連邦制の下では、当該紛争を取り扱う裁判所において、どこの裁判所の判例が法としての拘束力を持つのが日本ほど単純ではない点等から、日本におけるリサーチとは差異が生じます。）を除けば、基本的な考え方は日本と共通するものがありますが、日本よりも米国の方が形式的な点をより重視しているように感じます。判例や法の引用の仕方についての細かいルールはその典型だと思われますが、そのほかの例としては、裁判所ごとに提出する書面

のフォントの種類やサイズ、上下左右のマージンの幅などが決められていて、それを遵守していない書面は受け付けてもらえないといった話を教授がしていました。

この講義は、J.D.の学生が3年かけて学ぶ起案の技法を身につけさせることを目的としているそうです。日本の法科大学院の学生とは異なり、米国のJ.D.の学生は、在学中の早期に就職の内定を受け、サマークラーク等の法律事務所での活動やロースクールでの実務教育を通じて経験を積むのが通常のように、司法試験に合格し、就職するころには、ある程度の実務家としての能力は身につけていることになっているようです。この違いには、司法試験の合格率の差や司法修習の有無などが影響しているものと思われますが、本講義が実践的で、司法研修所での起案に似ているのは、このような日米の違いの現れなのかもしれないと感じます。

第3 おわりに

早いもので、後1か月でロースクールも卒業ということになります。2年目の研究も視野に入れつつ、本研究の最初の1年間を無事締めくくれるよう、引き続き勉強・研究に励みたいと思います。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第7回）

氏名 佃 良平	所属庁・官職 高知家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 コーネル大学
提出書面 平成26年5月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月12日～平成26年5月9日） 同年4月12日～同年5月9日 コーネル大学LL.M. プログラムでの研修		
キーワード欄 ・ コーネル大学ロースクールでの研修		

平成26年5月10日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(アメリカ合衆国・コーネル大学)

高知家庭裁判所 判事補 佃 良平

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年4月12日から平成26年5月9日までの研修の状況につき、別紙のとおり報告いたします。

敬 具

(別紙)

第1 はじめに

コーネル大学ロースクールのLL.M. (法学修士) プログラムも春学期の授業及び期末試験を終えて、卒業式を残すばかりとなりました。ニューヨーク州イサカの町は、4月の中旬になっても雪が降るなどしていましたが、ようやく桜なども咲き始め、春が来たことを実感します。

今回は、春学期に履修している科目のうち、Constitutional Law of European Unionの授業について報告させていただきます。

第2 Constitutional Law of European Unionの授業について

この授業は、直訳するとEU憲法ということになりますが、憲法という言葉から我々が想像する日本国憲法の授業とは異なり、ヨーロッパにおける新しい試みであり枠組み（1950年のシューマン宣言が現在のEUに繋がる枠組みの発端となっています。）であるEUの機関相互の関係の変遷や、欧州司法裁判所（European Court of Justice。以下“ECJ”といいます。）と各構成国の裁判所との関係の変遷を、主にECJの判例を通じて学ぶものです。

特に興味深く感じたのは、ECJと各構成国の裁判所との関係です。ECJは、判例を通じて、各構成国の裁判所を新たな裁判所制度の枠組みに組み入れましたが、他方で、各構成国の裁判所は、ECJの提示した枠組みにただ従うだけでなく、積極的にECJと対話し、新たな枠組みの形成に参画してきました。

まず、各構成国の裁判所はPreliminary Ruling（日本語では先決裁定手続と訳されるようです。）を通じてヨーロッパ法（憲法にあたるEC・EU条約や、それに基づくEC・EUの枠組みの中での法行為）を解釈適用する裁判所（ECJの下級審）としての役割を果たすようになりました。先決裁定手続は、ヨーロッパ法の解釈等が問題になった場合には各構成国の裁判所はECJにその問題についての回答を求めることができる（各国の最上級裁判所については回答を求める義務がある）というもので、ドイツの憲法裁判所のリファレンス機能を参考にしたも

のだそうです。EC・EU条約には、各構成国の裁判所がECJの下級審として機能するということは明示されていませんが、ECJは、1964年に、ヨーロッパ法が国内法に優先する旨判示し、1978年には、各構成国の裁判所は、ECJの判断や国内の立法手続を待つことなく、ヨーロッパ法に違反する国内法を適用してはならない旨判示しました。これにより、各構成国の下級裁判所は、国内法の適用の可否について、ヨーロッパ法に基づく事実上の司法審査を行うことになりました。下級裁判所にはECJに先決裁定を求める義務はありませんが、上訴の結果、事件が国内の最上級裁判所まで行けば、義務的に先決裁定手続に乗せられ、ECJの判断が示されることになります。結果として、各構成国の裁判所は、ヨーロッパ法の解釈について、事実上ECJの下級審としての役割を果たすことになりました。

このように、ECJは判例を通じて新たな枠組みを形成していったのですが、各構成国の裁判所もECJによる新たな枠組みの形成にただ従っていたわけではなく、積極的にECJとやりとりをする中で、枠組みの形成に参画してきました。たとえば、ドイツの憲法裁判所は、1974年に、当時のEC条約が明文の基本権保護規定を有していなかったことなどから、ヨーロッパ法に基づく基本権保護が十分であるか否かについて疑問を呈し、ヨーロッパ法による基本権侵害については、ドイツ基本法に基づいて司法審査を行うと判示しました。ヨーロッパ法が国内法に優先すると判示したECJの1964年の判決に異議を申し立てたことになります。この憲法裁判所の批判を受け、ECJは、基本権保護はヨーロッパ法の一般原則に含まれるとして、各構成国の憲法的伝統や、欧州人権条約（これはEU・ECの枠組みの外側の条約であり、この条約の解釈や適用は欧州人権裁判所[ECJとは異なる裁判所で、EUの機関ではありません。]が行います。EU自体は現在のところこの条約に加盟していません。）を参考にして基本権に関する司法審査を行う旨判示しました。これを受けてドイツ憲法裁判所も態度を軟化させ、1988年に、自らがヨーロッパ法による基本権侵害についてドイツ基

本法に基づき司法審査を行う権限を有することは否定しないものの、原則的には基本権保護をECJによる司法審査に委ねる旨判示しました。ECJはドイツ憲法裁判所とのやりとりを通じてヨーロッパ法に基づく基本権保護の枠組みを形成したといえます。

このようなECJと各構成国の裁判所との関係は、条約により新たに設立された機関と従来の国内機関の相互の関係の在り方として非常に興味深く感じました。今まであまり考えたことの無い視点からの議論が多く、裁判官としての視野を広げ、使える引き出しを増やすのに有益だったのではないかと思います。

第3 おわりに

間もなくロースクールも卒業です。1年目の成果を振り返りつつ、2年目に向けて勉強を続けたいと思います。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第8回）

氏名 佃 良平	所属庁・官職 高知家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 コーネル大学
提出書面 平成26年6月23日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月10日～平成26年6月22日） 同年5月10日～同年5月25日 コーネル大学LL. M. プログラムでの研修 同年6月10日 連邦最高裁判所見学 同年6月12日 イサカ市裁判所（Ithaca City Court）訪問		
キーワード欄 ・コーネル大学ロースクールでの研修 ・コーネル大学ロースクールの卒業式（Convocation） ・連邦最高裁判所の見学 ・イサカ市裁判所（Ithaca City Court）訪問		

平成26年6月23日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(アメリカ合衆国・コーネル大学)

高知家庭裁判所 判事補 佃 良平

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年5月10日から同年6月22日までの研修の状況につき、別紙のとおり報告いたします。

敬 具

(別紙)

第1 はじめに

コーネル大学ロースクールのLL.M. (法律学修士) プログラムも無事に卒業式を終えました。ニューヨーク州イサカの町は、緑が溢れ、すっかり夏の様相です。

第2 卒業式

コーネル大学ロースクールの卒業式は (Convocation) は5月11日に、コーネル大学全体の卒業式 (University Commencement) は5月25日に行われました。ロースクールの卒業式は、キャンパス内にある、普段は音楽の演奏会などに使われるホールで行われ、全体の卒業式は同じくキャンパス内にある、アメリカンフットボールなどに使うスタジアムで行われました。私はロースクールの卒業式にのみ参加しましたが、そのようなロースクールの学生は多いようで、LL.M. の学生の中には、この卒業式が終わった後すぐに帰国する人もいました。ほかの大学院や学部がどうなっているのかはわかりませんが、全体の卒業式よりもロースクールの卒業式の方が、規模は小さいものの、大きな意味を持っているように感じられました。式は、ロースクールのDean(学部長)、LLM及びJDの各代表、それから教授の代表のスピーチの後、卒業生が1人ずつ名前を呼び上げられて、舞台上のDeanと握手をする(日本だと卒業証書の授与にあたります。) というもので、時間にすると1時間ないし1時間30分程度だったと思います。興味深かったのは、学生の代表と教授の代表は、学生による推薦(自薦も可能です。) 及び投票に基づいて決められるという点です。卒業式が学生のものであるという発想、それから民主主義の原理に基づく特徴なのかと推測しています。また、名前を呼び上げられる際の舞台上での学生の様子も様々で、客席に向かって手を振る者、舞台上に並んだ教授陣に挨拶をする者はもちろん、リズムカルにステップを踏む者などもいて、おおらかで和やかな雰囲気の中、式が進行していました。

第3 連邦最高裁判所の見学

6月10日には、ワシントンD.C.にある連邦最高裁判所を見学する機会がありました。口頭弁論が開かれる時期（10月から4月）ではなかったため、一般の見学者として、建物の内部を見て回りました。法廷のあるフロア（期日が開かれる日は見学できないようです。）とその上のフロアが見学者に開放されており、連邦最高裁判所の歴史などの展示や、歴代の最高裁判事の像が置かれています。ひときわ目を引くのがジョン・マーシャル長官の像です。また、シアターもあり、見学者向けに、最高裁判事のインタビューを交えて最高裁を紹介する20分から30分程度の映像が一日中放映されています。そのほかに、法廷を使用していない時は、法廷内で、職員が最高裁についてのレクチャーを行っています。内容的にはシアターの映像とそれほど変わりはありませんが、口頭弁論の傍聴以外で実際に法廷に入ることのできる機会はこれだけです。私もレクチャーを聞きましたが、20名弱程度は参加者がいました。最高裁付近は国会議事堂などの集まる観光地でもあって売店やカフェも設置されており、周囲の施設ほどではありませんが、観光客も少なくありませんでした。

第4 イサカ市裁判所（Ithaca City Court）訪問

6月12日には、イサカ市裁判所の [REDACTED] を訪問しました。イサカにはニューヨーク州の裁判所があり、イサカ市裁判所はその1つです。訴額の比較的小さな民事訴訟や、一部の刑事訴訟などを取り扱っています。短時間の面談でしたが、夏休み中及び学期中の法廷傍聴を中心とした研修をお願いしたところ、快く引き受けて頂きました。

第5 おわりに

7月、8月にはイサカの裁判所での研修を予定しています。米国の実務についての見識を深めるいい機会ですので、しっかりと準備をして臨みたいと思います。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第9回）

氏名 佃 良平	所属庁・官職 高知家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 コーネル大学
提出書面 平成26年8月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月23日～平成26年7月31日） 同年7月9日～同月10日 イサカ市裁判所（Ithaca City Court）での研修 同年7月14日～同月31日 トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修		
キーワード欄 ・ イサカ市裁判所（Ithaca City Court）での研修 ・ トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修		

平成26年8月1日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(アメリカ合衆国・コーネル大学)

高知家庭裁判所 判事補 佃 良平

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年6月23日から同年7月31日までの研修の状況につき、別紙のとおり報告いたします。

敬 具

(別紙)

第1 はじめに

コーネル大学ロースクールLLMプログラムの卒業後、秋からは、Special Studentとして、同ロースクールで引き続き研究を行うことになりました。また、7月から8月にかけて、大学の夏期休暇の期間を利用し、ニューヨーク州イサカ市にあるイサカ市裁判所 (Ithaca City Court) 及びトンプキンス郡裁判所 (Tompkins County Court) で、研修を行っています。今回はその内容について簡単にご報告致します。

第2 各裁判所について

イサカ市裁判所及びトンプキンス郡裁判所は、いずれもニューヨーク州の裁判所です。イサカ市裁判所とトンプキンス郡裁判所は別の建物内にあり、郡裁判所は市裁判所の上級審にもあたります。トンプキンス郡裁判所は、人口10万人程度のトンプキンス郡の事件を取り扱っており、同じ建物内に、高位裁判所 (Supreme Court)、郡裁判所 (County Court)、家庭裁判所 (Family Court)、遺言検認裁判所 (Surrogate Court) があります。複数の裁判所が同居しているとはいえ、日本の小規模庁と同じように各裁判官は複数の裁判所の事務を掛け持ちしています。また、高位裁判所は、Supreme Courtという名称ですが、ニューヨーク州の最上位裁判所というわけではなく、郡裁判所と同じ第一審裁判所で、訴額等によって事物管轄が分かれています。イサカ市裁判所は刑の上限が1年以下のいわゆる軽罪 (misdemeanor) にかかる刑事事件や、訴額の低い民事訴訟を主に取り扱い、トンプキンス郡裁判所は、主に家事事件や、軽罪以外の重罪 (felony) にかかる刑事事件を取り扱っています。(ホームページ: <http://www.nycourts.gov/courts/6jd/tompkins/>)

第3 イサカ市裁判所での研修

7月9日及び10日は、イサカ市裁判所で研修し、[REDACTED]の法廷を傍聴しました。9日は刑事事件を主に取り扱う日、10日は不動産の明渡

事件 (Eviction) と少額訴訟 (Small Claims) を主に取り扱う日でした。どちらも処理する事件は非常に多く、裁判官は傍聴席を埋める当事者を次々に呼びだしては、時にはジョークを交え、時には厳しい口調で、順次事件を処理していました。ほとんどの事件は司法取引や和解で終結するかその交渉中で、事実審理を行った事件はほとんどありませんでしたが、少額訴訟が1件だけ和解でまとまらなかったため、その場で事実審理が行われました。当事者双方を尋問した後、5分ほどで判決の言渡しがされていました。原告側が本人訴訟だったため、裁判官が積極的に尋問を行っていたのが印象的でした。法廷が全面ガラス張りで非常に明るかったことや、取り扱う事件自体が比較的軽いものであったこともあると思いますが、厳しさもあるものの、親しみやすいフランクな訴訟指揮という印象でした。

第4 トンプキンス郡裁判所での研修

7月14日からはトンプキンス郡裁判所で研修を行っており、
と の法廷を傍聴するほか、ドラッグ・トリートメント・コート (Drug Treatment Court) やファミリー・トリートメント・コート (Family Treatment Court) 等に関するミーティングを見学するなどしています。ドラッグ・トリートメント・コートやファミリー・トリートメント・コートは、どちらも、麻薬やアルコールの中毒に関連して刑事や家事で訴訟を提起された当事者に対して、本人の同意の下に治療や指導を受けさせる等して生活を立て直させ、その経過を裁判所がモニターするというものです。なお、同様の手続として性犯罪を対象とするセックス・オフENSE・コート (Sex Offense Court) があります。ミーティングは定期的に行われており、ファミリー・トリートメント・コートの場合は、裁判所の関係者のほかに、DSS (Department of Social Service) の代理人 (子どもの虐待について親を訴追します。)、親の代理人、子どもの代理人、DSSのケースワーカー、保護観察官 (Probation Officer) がチームを構成し、多くの事件の状況や今後の進め方等について積極的に議論を交わしています (ド

ラッグ・トリートメント・コートも同様です)。裁判所がモニタリングし、定期的に法廷で進捗状況を確認する点、各専門家が、それぞれの立場を越えて同じ目的のために協力している点が印象的です。ファミリー・トリートメント・コートの事件は非常に多いそうで、現在50件以上が係属しています。裁判官の感覚としては、このうち3分の1程度が無事に卒業し、残りの3分の1については、改善は見られるものの卒業には至らず、残りの3分の1はそもそも改善の意思がなく、全く改善が見られないということです。卒業にかかる期間は最短で12か月ですが、実際にはもっと長くかかるものと思われます。

地方都市の小規模な裁判所なので、頻繁に陪審裁判があるというわけではありませんが、法廷自体はほぼ毎日開かれ、様々な手続が行われています。家事事件のトライアルは多いですし、そのほかの手続も興味深いです。8月には刑事の陪審裁判もあるようなので、是非傍聴したいと思っています。

第5 おわりに

8月中旬まではトンプキンス郡裁判所で、その後8月中に2日ほどイサカ市裁判所での研修を予定しています。貴重な機会ですので、引き続き積極的に取り組んでいきたいと思っています。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第10回）

氏名 佃 良平	所属庁・官職 高知家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 コーネル大学
提出書面 平成26年9月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月1日～同年8月31日） 同年8月1日～同月15日 トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修 同月8月27日～同月31日 コーネル大学ロースクールでの研修		
キーワード欄 ・ イサカ市裁判所（Ithaca City Court）での研修 ・ トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修 ・ コーネル大学ロースクールでの研修		

平成26年9月1日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(アメリカ合衆国・コーネル大学)

高知家庭裁判所 判事補 佃 良平

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年8月1日から同月31日までの研修の状況につき、別紙のとおり報告いたします。

敬 具

(別紙)

第1 はじめに

先月に引き続き、8月15日まで、大学の夏期休暇の期間を利用し、ニューヨーク州イサカ市にあるトンプキンス郡裁判所 (Tompkins County Court) で研修を行いました。27日からはSpecial Studentとして在学を続けるコーネル大学ロースクールの授業も始まりました。今回は、トンプキンス郡裁判所で傍聴した刑事の陪審員裁判について、主に陪審員選任手続を中心に報告します。

第2 傍聴した陪審員裁判について

傍聴したのは、[REDACTED] です。期間は、当初、選任手続を含めて [REDACTED] の予定でしたが、最終的には翌週 [REDACTED] に評決が言い渡されました。

このように長引いた理由としては、1日程度と見込まれていた選任手続が3日目まで食い込んだことや、裁判所や当事者の予測を大幅に越えて証拠調べに時間がかかったことが挙げられます。今回は特に選任手続について報告します。

選任手続は、辞退承認よりも陪審員候補者の公平性の審査に時間がかかります。陪審員候補者は広い法廷に集められ、辞退承認の手続を簡単に済ませた後、書記官がくじで18名を選び、法廷内の陪審員席に集められます。この18名に対して、裁判官が、被告人や当事者、証人になりそうな人物と知り合いかどうかや職業や家族構成など全体的な質問をし、その後、検察官、弁護人の順でこの18名に対して質問をします。これらの質問は、主に公平性を確かめる目的のものです。検察官や弁護人の質問には、陪審員を教育する意図や(たとえば、「(証拠を見ていない)今の時点で有罪に票を投じる人はいますか?」「被告人は証言しないかもしれないが、そのことを被告人に不利に考慮しないことについて納得できますか?」「被告人の一方が有罪、もう一方が無罪ということがあり得ると聞いて納得できますか?」「本件では(訴因ではない)[REDACTED]の事実が認められるかもしれませんが、[REDACTED]が認められなければ無罪です。納得できますか?」など

の質問は教育的意図を感じました。）、陪審員に自分たちについて良いイメージを持たせようとする意図もあるように感じました。陪審員とのファーストコンタクトは冒頭陳述ではなく、この時点なのだと気付きました。これらの質問の結果、理由ありの忌避、理由無しの忌避が決められ、残った者が陪審員になるのですが、この手続の結果、18名いた候補者は3ないし6名程度まで減少します。選任すべきなのは陪審員12名と補充陪審員2名の14名ですから、このくじ引きから選任までのプロセスを大体2回から4回繰り返すことになります。今回は被告人が2名で弁護人も2名いたため手続に時間がかかったこと、それぞれの質問の時間自体が長かったこと、また忌避の人数の多さから結局4回繰り返すことになったことなどから3日目まで食い込むことになりました。

その後の証拠調べも長引き（双方とも異議が非常に多く、その度に中断していたのが印象的でした。）、最終弁論も、検察官、弁護人2名で合わせて3時間近く非常に長いものとなりました。

争点は、[REDACTED]（細かい部分については正しく把握できているか分かりませんが、）[REDACTED]

[REDACTED]で、他方で、証言した一方の被告人のストーリーもどこまで信用して良いのか疑わしく、迷い始めると判断に時間のかかる事案かと思っていたのですが、評決が出るのは意外に早く、[REDACTED]（評議は通常4時30分までだそうです。）、[REDACTED]には評決に達していました。

結論は

[REDACTED]印象的でした。

第5 おわりに

ロースクールでは秋学期が始まりました。また、秋学期の間も週に1日程度、

トンプキンス郡裁判所での研修を予定しています。貴重な機会を活かせるよう、
今後も研鑽に努めたいと思います。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第11回）

氏名 佃 良平	所属庁・官職 高知家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 コーネル大学
提出書面 平成26年10月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日～同年9月30日） 同月1日～同月30日 トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修（週1回） 同月1日～同月30日 コーネル大学ロースクールでの研修		
キーワード欄 ・ トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修 ・ コーネル大学ロースクールでの研修		

平成26年10月1日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(アメリカ合衆国・コーネル大学)

高知家庭裁判所 判事補 佃 良平

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年9月1日から同月30日までの研修の状況につき、別紙のとおり報告いたします。

敬 具

(別紙)

第1 はじめに

9月に入り、コーネル大学のロースクールも秋学期の授業が本格的に始まりました。季節は秋になり、気温が下がるとともに、木々も紅葉し始めています。来月には雪が見られるかもしれません。

今学期、私は、ロースクールのSpecial Studentとして、Criminal Procedure-Adjudication, Cornell Research Colloquium, Oral Presentation Skillの3科目を受講しつつ、トンプキンズ郡裁判所 (Tompkins County Court) で週1回の研修を続けています。今回は、秋学期に受講する講義の概要について報告します。

第2 秋学期の講義の概要について

裁判所での研修を続けているため、この秋学期は、LL.M.生として在学していた昨年よりもやや少ない3科目を受講しています。

Criminal Procedure-Adjudicationは刑事訴訟の授業です。秋学期にある捜査 (Investigation) を除いた判決手続 (Adjudication) について学んでいきます。特徴的なのは、制定法よりも、被告人の権利に関する憲法の規定と、それを解釈する判例に基づくルールの講義がその大部分を占めているということです。たとえば、9月は日本でも耳にするミランダ・ルールとその後の判例の展開についての講義が半分以上を占めていました。また、日本では刑事訴訟法の講義の重要部分を占める伝聞法則等の証拠法は、その多くがEvidenceとして独立しているため、刑事訴訟の授業の内容には含まれません。もっとも、上述のミランダ・ルールは証拠排除のルールですし、ほかにも多くの証拠排除のルールを取り扱うので、単純に日本と比較するのは難しい所ではあります。

Cornell Research Colloquiumは、比較法研究の方法論に焦点をあてたゼミ形式の授業で、比較法学分野の論文を読んで様々な方法論についてディスカッションをするほか、実際の研究者のプレゼンテーションを見てその手法について

ディスカッションをし、学生自身も授業内で自身の研究についてプレゼンテーションをすることになります。このクラスでのディスカッションは、自分の考え方を整理するいい機会になっています。

Oral Presentation Skillは10月から11月にかけて集中的に実施される講義で、各学生が、プレゼンテーションや模擬弁論を通して説明・説得の技術を学ぶというものです。まだ授業の詳しい内容はわかりませんが、模擬弁論については、昨年のUCデイビスでのサマースクール以来ということになるので、自分の、主に英語力の進歩を図る1つの機会になるかと思っています。

第3 おわりに

まだ秋学期は始まったばかりですが、渡米したばかりで、新しい環境での生活に馴染む苦勞もあった昨年に比べると、余裕を持ったスタートが切れたように思います。

また、ロースクールの授業のほかに、裁判所での研修が続けられていることは本研究にとって非常に有意義なことであると感じています。裁判官と直接やりとりするほかに、受入先の裁判官の仲介で、こちらの弁護士とも知り合う機会があり、定期的に食事に行くなどして情報交換もしています。ロースクールの授業だけでなく、実務の現場やそこで働く人々、あるいはそれ以外の地元の人々に関わることで、米国（あるいはニューヨーク州）の司法制度や文化についてより全体的な理解が得られるように思います。単に裁判所に研修に行くだけではわからないこともありますから、両方を経験できることは非常に意味のあることだと思っています。

このような貴重な機会を無駄にしないよう、今後も研鑽に努めたいと思います。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第12回）

氏名 佃 良平	所属庁・官職 高知家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 コーネル大学
提出書面 平成26年11月17日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日～同年11月14日） 同月24日，同月30日，同年11月7日，同月14日 トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修 同月1日～同年11月17日 コーネル大学ロースクールでの研修		
キーワード欄 ・ トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修 ・ コーネル大学ロースクールでの研修		

平成26年11月17日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(アメリカ合衆国・コーネル大学)

高知家庭裁判所 判事補 佃 良平

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年10月1日から同年11月17日までの研修の状況につき、別紙の
おり報告いたします。

敬 具

(別紙)

第1 はじめに

11月に入りました。早いもので、12月上旬にはコーネルロースクールの秋学期の授業は終わり、試験期間に入ります。ニューヨーク州イサカの町は、美しい紅葉の季節を過ぎ、11月には雪の積もる日も出てきました。今年は昨年と比べれば少し寒さがましかと感じていましたが、アパートメントの駐車場に初めて雪が積もったのは同じくらいの時期になりました。

今回は、10月の半ばから11月上旬の3週間に集中して行われた、Oral Presentation Skillsの講義について報告します。

第2 Oral Presentation Skillsの講義について

Oral Presentation Skillsの講義は、全部で6回、10月20日の週から3週間に渡って行われました。この講義は、主にロイヤリングの講義を担当する[]の科目で、一般的なプレゼンテーションから法廷での弁論まで、幅広く口頭でのプレゼンテーションを取り扱います。15人程度の少人数のクラスで、授業の内容は、プレゼンテーションの際の注意点やコツなどについての講義のパートと、各学生によるプレゼンテーションの実施とその講評のパートからなります。各学生によるプレゼンテーションは2回あり、1回目は法律とは関係のない一般的なプレゼンテーション、2回目は刑事事件の模擬記録に基づく模擬弁論です。各回とも全員が参加しました。

一般的なプレゼンテーションは5分間で、1回目に人前で話す際の一般的な心構えについての講義があった後、2回目の授業で行われました。各学生が法律に関すること以外で自由に内容を決めることになっており、趣味に関することや、自分の出身地に関することなどバラエティに富んでいました。その手法も、パワーポイントのスライドを使ったり、音楽や動画を流したりするなど様々なやり方が見られました。

その後、3、4回目に、法廷での弁論について、実際の弁論の動画を見たり、

教授の法廷での経験談を聞いたりして法廷での弁論について勉強した後、5、6回目の授業で模擬弁論を行いました。

模擬弁論については、2つある事件のうちから一つを選び、弁護人が検察官の立場から弁論を行いました。各自持ち時間は8分で、先に検察側が7分間の弁論を行ったあと、弁護側が8分間弁論を行い、その後で検察官が1分間の反論を行います。事件の内容は、一方が証拠排除の可否に関するもの、他方が保護観察の遵守事項違反に基づく取消しを争うものです。私は保護観察の取消し事件の弁護人役を担当しました。

弁論の間は一方的にこちらが話すのではなく、実際の法廷で行われている弁論さながらに、裁判官役の教授から頻繁に質問が飛んでくるので、それに逐一対応する必要があります。また、相手方の弁論の内容を受けて話すことも求められるので、原稿を準備して読む練習をするだけではなく、その場での臨機応変なやりとりが必要になります。当然ながらすべて英語でのやりとりになるので、その点に難しさを感じました。印象的だったのは、模擬裁判等での経験からこの種の議論に慣れているのか、そもそもディベートが盛んなお国柄が影響しているのかはわかりませんが、アメリカ人のJ.D.の学生達の弁論のレベルが総じて高かったということです。裁判官からの質問攻めにあう実際の弁論の様子と合わせて、米国の司法制度において口頭でのやり取りが重視されていることを実感しました（もっとも私が研修しているトンプキンス郡裁判所においては、弁論の際に裁判官から頻繁に質問が飛ぶということはあまりありません。授業で見た動画も控訴審のものでしたから、どちらかといえば、これは控訴審以上の上級審の法廷における実務なのかもしれません。）。

第3 おわりに

早いもので秋学期の授業も終盤に差し掛かってきました。まずは無事に秋学期を終えられるよう、しっかりと研鑽を続けたいと思います。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第13回）

氏名 佃 良平	所属庁・官職 高知家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 コーネル大学
提出書面 平成27年1月5日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月18日～平成27年1月4日） 平成26年11月19日，同年12月8日，同月10日，同月15日，同月18日，同月22日，同月23日 トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修 平成26年11月18日～平成27年1月4日 コーネル大学ロースクールでの研修		
キーワード欄 ・ トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修 ・ コーネル大学ロースクールでの研修		

平成27年1月5日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(アメリカ合衆国・コーネル大学)

高知家庭裁判所 判事補 佃 良平

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年11月18日から平成27年1月4日までの研修の状況につき、別紙
のとおり報告いたします。

敬 具

(別紙)

第1 はじめに

12月にはコーネル大学ロースクールの秋学期の授業が終わり、学期末の試験が実施されました。現在は春学期の準備期間です。ニューヨーク州イサカの町は冬の冷え込みを見せていますが、現在までのところは、昨年になれば気温は高めで、雪の積もる度合いも少なくなっています。

また、昨年の夏から研修をさせて頂いているトンプキンス郡裁判所 (Tompkins County Court) では、12月に刑事裁判のトライアルが行われました。日本では言えば危険運転致死に類する罪にあたる事件で、被告人が陪審員によるトライアルの権利を放棄したため、陪審員ではなく裁判官によるトライアルが行われた点が特徴的でした。ロースクールの試験期間と重なったため、手続きの全てを見ることはできませんでしたが、冒頭陳述、証人尋問、最終弁論等を傍聴することができました。

年末にかけては、まとまった時間が取れたので、渡米したころから興味をもって取り組んでいる裁判官の民事訴訟運営等に関する研究について、文献の調査等を行いました。今回は、ここまでのリサーチから、裁判官がプリトライアル段階の訴訟運営（争点整理や和解）に積極的に関わるようになった経緯について、その概要を報告します。

第2 Managerial Judgeが登場した経緯について（概要）

米国の当事者主義の伝統のもとでは、裁判官の役割は、本来、トライアルまでは訴訟の中身にほとんど関わらない“Blind Umpire”であるとされてきました。しかし、現在では、裁判官はトライアル前（プリトライアル）の段階から、訴訟遅延、不経済を防ぐため、積極的に争点整理や和解に関わっており、米国ではこのような裁判官のことを、“Managerial Judge”といいます。この議論において論じられるのは主に連邦裁判所の裁判官ですが、各州においても、同様の傾向が見られるとのことです（もっとも、私が研修させて頂いているニュ

ーヨーク州の裁判所の裁判官は、比較的消極側のように思われますし、裁判官ごとの独立性も強いため、連邦裁判所の裁判官であっても、個人差は小さくないと思われます。）。これは、Judith Resnik教授が1982年に書いた“Managerial Judges”という論文から取られたものですが、このような裁判官達は突然現れた訳ではなく、Resnik教授やほかの論者も、裁判官が積極的に訴訟運営に関わるようになった経緯について説明しています。

1つの起点となっているのは1938年に制定された連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）です。この規則によって、当事者に多くのディスカバリーの権利が認められました。それに伴いディスカバリーに関する争いが増加し、裁判官がプリトリアル段階で事件に関わり、その内容を知る機会が増えます。また、裁判所における権利救済の範囲が拡大し、弁護士の数も増加したため、事件数が増加しました。これを受けて、プリトリアル段階での争点整理や和解を当事者に任せておくのではなく、裁判所が積極的に関与して事件を迅速に処理するよう努力すべきであるとの議論が起こりました。さらに、従前は、プリトリアル段階で個別の裁判官に事件が割り当てられることはなかったのですが（Master Calendar）、1960年代後半から、訴え提起の時点で各裁判官に事件が割り当てられるようになりました。これにより、割り当てられた事件の処理は各裁判官の責任だということになり、さらに上記の増加する事件数の問題や同僚からのプレッシャー（事件処理のスピードが評価につながるようになったようです。）もあいまって、裁判官は、より積極的に、プリトリアル段階での訴訟運営に関わるようになりました。

裁判官の争点整理、和解への関与は、主に連邦民事訴訟規則16条に定められたプリトリアルカンファレンス（弁論準備手続きのような非公開のカンファレンスです。）を通じて行われてきました。立法もこの動きを後押しし、1983年には、連邦民事訴訟規則が改正され、プリトリアルカンファレンスは、争点整理、和解のための場としてより使いやすく整備されました。現在で

は、裁判官は、たとえば、ディスカバリー等のスケジュールを定めたり、訴訟の結論についての見込みを積極的に伝えて和解を勧めたりするなど、積極的なケースマネージャーとしての役割を果たしています。

第3 おわりに

米国での在外研究も残すところ半年となりました。1月から始まる春学期の授業にしっかり取り組みつつ、裁判官の民事訴訟運営に関する研究についても、まとめを見据えつつ、更に進めていきたいと思っています。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第14回）

氏名 佃 良平	所属庁・官職 高知家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 コーネル大学
提出書面 平成27年3月8日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月5日～同年3月8日） 平成27年1月23日，同年2月20日 トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修 平成27年1月5日～同年3月8日 コーネル大学ロースクールでの研修		
キーワード欄 ・ トンプキンス郡裁判所（Tompkins County Courts）での研修 ・ コーネル大学ロースクールでの研修		

平成27年3月8日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(アメリカ合衆国・コーネル大学)

高知家庭裁判所 判事補 佃 良平

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成27年1月5日から平成27年3月8日までの研修の状況につき、別紙の
おり報告いたします。

敬 具

(別紙)

第1 はじめに

1月下旬からコーネル大学ロースクールの春学期の授業が始まっています。コーネル大学のあるニューヨーク州イサカの町は、1月下旬から2月にかけて寒波に見舞われました。最低気温は連日-20度Cを下回り、最高気温は-5度Cを上回らないという状況で、雪も昨年経験した以上に積もりました。報道によると何年かぶりの大寒波だということです。もっとも、元々積雪の多い地域であるため、道路の除雪は行き届いており、公共交通機関（といってもバスしかありませんが。）の雪による麻痺はほとんど見られず、大学でも平常通り講義が行われていました。

春学期の講義は、Social Science in the Law（法の中の社会科学）、Comparative Legal Philosophy（比較法哲学）、Social Dilemmas in Legal Fact-finding（法的事実認定の社会的ジレンマ）を履修しています。前二者はすでに授業が始まっており、Social Dilemmas in Legal Fact-findingについては学期の終盤に3週連続で集中的に行われます。今回は、すでに講義が始まっているSocial Science in the Lawの内容について簡単に報告します。

第2 春学期の履修科目について

Social Science in the Lawは、法学を除く社会科学、特に社会学や心理学と法の関わりについて学ぶ科目です。担当の [REDACTED] は、社会心理学（Social Psychology）を専門とする、米国における陪審員研究の第一人者で、講義の中でも陪審員に関する研究が取り上げられることがあります。講義の内容は、訴訟の証拠として社会科学の成果がどのように受け入れられるに至ったか、どのように評価されるかについて、様々な分野を取り上げて検討していくというものです。たとえば、商標法の分野においては、消費者の混同を生ずるおそれの立証のために行われるアンケート調査の証明力をどのように評価するかについて、多数の裁判例を元に検討しました。また、人

種差別に関連して、ブラウン対教育委員会事件(Brown v. Board of Education)及びそれに続く判例を取り上げ、そこで利用された様々な研究について検討しました。心理学に関連しては、就学前の児童の供述について、コーネル大学心理学部の [redacted] をゲストスピーカーに招き、[redacted] がアミカス・クリエ (Amicus Curiae: 個別事件の法律問題について意見を提出する第三者のことをいいます。) として連邦最高裁に提出した意見書 (Amicus Brief) の内容についてレクチャーを受けました。この意見書が提出された事件であるオハイオ対クラーク事件(Ohio v. Clark)の論点は、刑事事件における3歳の幼児の被害供述に合衆国憲法上の対審条項(これが適用されると、この幼児の伝聞供述は、連邦証拠規則上の伝聞例外にあたったとしても、憲法によって証拠から排除されます。)が適用されるかというものです。この意見書の内容は、「少なくとも4歳以下の幼児は、真実と異なることを述べることによって相手が事実を誤認し、それにより重大な結果が生じうるといふ因果関係を理解できる発達段階にはないため、成人の供述とは異なり反対尋問が機能しない。このような幼児の供述の信用性を担保するためには、反対尋問ではなく、訓練を受けた専門家による検査が妥当であるから、対審条項を適用する前提となる条文上の『証人(witness)』にあらず、対審条項は適用されない。」という趣旨のものです。子どもの供述の信用性判断については、以前から興味があったことに加えて、もしこの意見が容れられれば、実務に与える影響は大きいと考えられることから、今後連邦最高裁がどのように判断するのか、非常に興味深く感じました。供述の信用性については、後半の講義でも取り上げられる予定になっているほか、多くの興味深いテーマが用意されています。

第3 おわりに

昨年もそうでしたが、春学期はあっという間に過ぎてしまうという印象です。残り4か月ほどとなった在外研究ですが、しっかりと有意義なものにしていきます。

いと思います。

以 上